



彩の国
埼玉県

家計急変募集 申請用

令和8年度に既に奨学金の貸与資格認定*を受けている方は対象外です。

* 令和8年度中学校3年生募集（令和7年度中に申請を受け付けたもの）での貸与資格認定を含む。

令和8年度

埼玉県高等学校等奨学金 申請のしおり

<埼玉県高等学校等奨学金>

高等学校等に在学する生徒へ、奨学金を無利子でお貸しします。

連帯保証人は不要です。

借り受けた生徒本人が、将来必ず返還しなければなりません。

<奨学金の貸与を希望する場合は>

申請期限までに提出用封筒に申請書類を入れて直接郵送してください。学校には提出しません。

申請方法の詳細は、このしおりで御確認ください。

<申請期限> 令和9年2月26日（金）まで（必着）

※家計急変後、提出期限内であれば随時申請することができます。

※申請書類の到着確認には応じられませんので、配達状況を確認したい場合は、配達状況が確認できる方法（簡易書留や特定記録等）で発送してください。

※ 提出期限後に提出された申請については、審査を行いません。奨学金を希望する場合は、期限内に申請書類の提出をお願いします。



埼玉県のマスコット「コバトン」「さいたまっち」

目 次

【重要なお知らせ】	1
1 奨学金の申請から貸与・返還までの流れ	2
2 対象となる生徒	3
3 所得基準	3
4 奨学金の貸与期間	4
5 奨学金の種類と貸与の額	5
6 奨学金の返還	5
7 申請の方法	7
(1) 申請書類と提出方法	7
(2) 申請期限	7
8 奨学金の貸与方法	8
9 奨学金の返還猶予と返還免除	8
生活保護を受給している世帯の提出書類	9
ひとり親世帯で、児童扶養手当を受給している世帯の提出書類	10
その他の世帯（生活保護・児童扶養手当を受給していない世帯）の提出書類	11
住民税所得割額記載書類一覧（市町村別）	12
申請書記入例	13
よくある質問	14
提出書類チェックリスト	17

【重要なお知らせ】

- ✓ この奨学金は、保護者ではなく、生徒本人にお貸しするものです。
借り受けた生徒本人が、将来必ず返還しなければなりません。
- ✓ この奨学金は、貸与資格の要件があります（詳細 3 ページ参照）。
生徒本人からの申請に基づき、県で審査を行います。
審査の結果、貸与資格の認定を受けられない場合があります。
- ✓ 申請内容によって、貸与資格審査に時間を要し、認定や貸与時期が遅れることがあります。
- ✓ **借入手続には、戸籍上の親権者全員の同意と、銀行窓口に伴伴する親権者の署名・本人確認が必要です。戸籍上の親権者全員の同意と、銀行窓口に伴伴する親権者の署名・本人確認ができない場合、貸与を受けることができません。**
- ✓ 暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者）等は、奨学金の借入れはできません。また、その確認に時間を要し、希望日に入金できない場合もあります。
- ✓ 埼玉県高等学校等奨学金事業の遂行のために、埼玉県が保有する個人情報を当該奨学金の貸与の事業を行う者として知事が指定する金融機関（埼玉りそな銀行）に対して提供する場合があります。

御理解と御協力をお願いいたします。



1 奨学金の申請から貸与・返還までの流れ

申請書類を提出用封筒に入れて、埼玉県教育委員会へ郵送します。

申請方法の詳細は、7 ページを参照してください。

埼玉県教育委員会から貸与資格の審査結果を御自宅に郵送します。

生徒からの申請に基づき、埼玉県教育委員会で貸与資格の審査を行います。

審査には埼玉県教育委員会に提出のあった日から概ね 1 か月程度の期間がかかります。

貸与資格が認定された場合は、奨学金の借入手続を行うための書類を送付します。

埼玉りそな銀行で、借入（契約）手続を行います。

手続き完了後、7 日または 23 日^{*1}に、奨学金^{*2}が貸与されます。

^{*1} 7 日または 23 日が、銀行の休業日の場合、入金は翌営業日になります。

^{*2} 月額奨学金 6 か月分

令和 9 年度以降も継続して奨学金の貸与を希望する場合は、継続の申請をします。

継続の申請は、在学する高等学校等から案内があります。

高等学校卒業予定月の 4 年 6 か月経過後から返還を始めます。

奨学金は、埼玉りそな銀行に返還します。

返還開始時期が近づきましたら、返還の案内をお知らせします。

2 対象となる生徒

①～③の全ての要件に該当し、令和8年1月以降に保護者の死亡、失職、退職、転職、離別等により収入が減少（家計急変）した方

- ① 高等学校等^{*1}に在学すること
- ② 保護者が埼玉県内に居住していること
- ③ 品行方正であって、学習意欲があり^{*2}、経済的理由により修学が困難^{*3}であること

* 1 高等学校等

埼玉県内・県外を問わず、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び専修学校の高等課程を含みます。高等学校には専攻科・別科を含みます。専修学校高等課程の対象校については、埼玉県教育委員会（財務課）へお問い合わせください。

* 2 品行方正であって、学習意欲があり

学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が良好な者として在学する学校の校長から推薦を受ける必要があります。

校長推薦は、県から学校へ依頼しますので、保護者・生徒は、学校へ連絡する必要はありません。

* 3 経済的理由により修学が困難

埼玉県教育委員会が定める所得基準を満たす必要があります。（次ページ参照）

3 所得基準

令和8年度の世帯の住民税所得割額が、次ページ表の基準額以下の世帯

- ただし、令和8年度の道府県民税所得割額・市町村民税所得割額の合算が所得基準を超えている場合であっても、**家計急変の事情を証明する書類に基づき、県にて再計算のうえ審査を行います。**なお、児童扶養手当・生活保護を受給している場合、世帯の道府県民税所得割額・市町村民税所得割額は、0円とします。

世帯年収の目安は、両親と学生2人の4人世帯の場合、約830万円以下です。



令和8年度の世帯の住民税所得割額※1の基準額

世帯の人数※2	小・中・高・大学生等が 2人までの世帯	小・中・高・大学生等が 3人以上の世帯
1人	123,300 円	—
2人	280,300 円	—
3人	328,600 円	606,800 円
4人	448,400 円	809,000 円
5人	603,100 円	1,065,400 円
6人	676,000 円	1,191,200 円
7人	732,400 円	1,294,800 円
8人	840,300 円	1,456,800 円

※1 世帯の住民税所得割額

保護者とその配偶者の道府県民税所得割額・市町村民税所得割額の合算を、世帯の住民税所得割額とします。配偶者が控除対象配偶者の場合、配偶者の住民税所得割額は0円とします。

※2 世帯の人数

①申請者、②保護者、③保護者の配偶者、④保護者の税法上の扶養親族（申請者を除く）、⑤保護者の配偶者の税法上の扶養親族の合計人数です。保護者又はその配偶者の扶養に入っていない祖父母・兄弟等は、世帯の人数に含めません。

4 奨学金の貸与期間

貸与資格の認定期間は、令和8年10月から令和9年3月までの6か月間です。

令和9年4月以降も貸与を希望する場合は、改めて継続の申請が必要です。

5 奨学金の種類と貸与の額

在学する学校（国公立・私立）に応じ、月額奨学金の金額を選択します。

希望する月額奨学金の金額を申請書に記載します。

区 分	月額奨学金（6か月分の額）
国公立 高等学校等	① 15,000 円（9 万円）
	② 20,000 円（12 万円）
	③ 25,000 円（15 万円）
私立 高等学校等	① 20,000 円（12 万円）
	② 30,000 円（18 万円）
	③ 40,000 円（24 万円）

※ 申請書に記載する奨学金の金額は、後で変更することはできないので慎重に決めてください。

6 奨学金の返還

埼玉県高等学校等奨学金は貸与です。将来必ず生徒本人が返還しなければなりません。

返還開始時期	高等学校等卒業予定月の4年6か月後から返還が始まります。
返還期間	12年 奨学金の全部または一部の繰上返還はいつでも可能です。
利息	利息はかかりません。 ただし、期日までに奨学金の返還をしなかったときは、遅延損害金の支払義務が生じます。
返還方法	口座引落（毎月5日）

※ 一定期間、奨学金の返還が滞った場合

個人信用情報機関に登録され、クレジットカードが利用できなくなるなどの不利益が生じます

※ 一定の要件を満たす場合は、申出により奨学金の返還が猶予又は免除されます（詳細は8ページ参照）。

貸与額の例

私立高等学校で、月額奨学金 40,000 円を選択した場合

$$\text{貸与額} = \text{月額奨学金 } 40,000 \text{ 円} \times 6 \text{ か月} = \text{年額 } 240,000 \text{ 円}$$

返還額の例

私立高等学校で、月額奨学金 40,000 円を毎年借入した場合

※ 家計急変の場合、貸与額は月額奨学金 6 か月分となります。
令和 9 年度以降、当初募集にて継続の申請を行う場合は、
月額奨学金 12 か月分を選択することができます。

$$\begin{aligned} \text{3 年間の貸与額} &= \text{月額 } 40,000 \text{ 円} \times 6 \text{ か月} + \text{月額 } 40,000 \text{ 円} \times 12 \text{ か月} \times 2 \text{ 年} \\ &= 1,200,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{12 年間で返済する 1 か月あたりの返還額} &= 1,200,000 \text{ 円} \div 12 \text{ 年} \div 12 \text{ か月} \\ &\approx \text{およそ } 8,400 \text{ 円} \end{aligned}$$

あなたの場合

$$\begin{aligned} \text{3 年間の貸与額} &= \overset{\text{月額奨学金}}{\boxed{}} \text{円} \times 6 \text{ か月} \\ &+ \overset{\text{月額奨学金}}{\boxed{}} \text{円} \times 12 \text{ か月} \times \overset{\text{貸与年数}}{\boxed{}} \text{年} \\ &= \overset{\text{合計貸与額}}{\boxed{}} \text{円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{12 年間で返済する 1 か月あたりの返還額} &= \overset{\text{合計貸与額}}{\boxed{}} \text{円} \div 12 \text{ 年} \div 12 \text{ か月} \\ &\approx \text{およそ } \overset{\text{返還額/月}}{\boxed{}} \text{円} \end{aligned}$$

7 申請の方法

(1) 申請書類と提出方法

次に該当するページで申請書類を確認の上、提出用封筒で郵送・提出してください。
学校には提出しません。

生活保護を受給している世帯 -----	9 ページ
ひとり親世帯で、児童扶養手当を受給している世帯 -----	10 ページ
その他の世帯（生活保護・児童扶養手当を受給していない世帯） --	11 ページ

※ 生活保護と児童扶養手当の両方を受給している世帯は、生活保護世帯 9 ページを参照してください。

※ 申請内容によっては、上記ページに案内の書類と別の書類の提出をお願いする場合があります。

(2) 申請期限

提出期限（必着）	審査結果の送付時期
令和 9 年 2 月 2 6 日（金）	埼玉県教育委員会に提出のあった日から 概ね 1 か月程度

※ 家計急変後、提出期限内であれば随時申請することができます。

※ 提出期限後に提出された申請については、審査を行いません。奨学金を希望する場合は、期限内に申請書類の提出をお願いします。

※ 申請書類に不備があった場合、審査結果の送付が遅れます。

8 奨学金の貸与方法

審査結果通知時にお知らせする期間内に、埼玉りそな銀行の窓口で借入手続きを行います。

借入手続

- ① 生徒本人と親権者全員の同意、銀行窓口に伴同する親権者の署名が必要となります。ただし、銀行での手続き時点で生徒本人が成人（18歳以上）の場合は、本人のみの署名で構いません。借入申込書^{*1}への記入は銀行で行います。
- ② 生徒本人と親権者のうち1名が揃って、銀行の窓口で手続き^{*2}を行います。ただし、銀行での手続き時点で生徒本人が成人（18歳以上）の場合は、生徒本人のみで手続きが可能となります。
- ③ 手続き後、月の7日又は23日（休業日の場合は翌営業日）に、埼玉りそな銀行の生徒本人名義の口座に月額奨学金6か月分が入金されます。

* 1 借入申込書

貸与資格が認定された場合、認定証と合わせて送付いたします。

* 2 銀行の窓口で手続き

手続きには、借入額により400円～1,000円の収入印紙が必要です。収入印紙代は、申請により補助を行います。詳細は、高等学校等卒業時に御案内します。

9 奨学金の返還猶予と返還免除

一定の要件を満たす場合は、申出により奨学金の返還が猶予又は免除されます。

返還の猶予	大学等在学、就職活動中、経済的理由により返還が困難な場合、奨学金の返還が、一定期間猶予されます。
返還の全額免除	生徒本人が亡くなった場合、奨学金の返還が、全額免除されます。
返還の一部免除	在学中の活動実績が顕著な者 [*] として選ばれた場合、奨学金の返還が、一部免除されます。

* 在学中の活動実績が顕著な者

学業・スポーツ・文化・ボランティアなどで特に優秀な成績を残し、貸与時の認定所得等が基準額未満の方で、在学する学校長から推薦を受け、選考で選ばれた方。生徒または保護者が申請するものではありません。

生活保護を受給している世帯の提出書類

① 申請書

13、14 ページの記入例に沿って、記入してください。
本人確認資料の写しの貼付は不要です。

② 生活保護決定（変更）通知書の写し

福祉事務所から送付される、生活保護の種類や支給額などが記載されたものです。
最新のものを提出してください。

③ 生活保護受給証の写し

世帯主の住所・氏名や、世帯構成などが記載されたものです。
受給証は、世帯構成・有効期限がわかるようにコピーしてください。

※ お住まいの市町村によっては、受給証が発行されていない場合もあります。
詳細は、福祉事務所へお問い合わせください。

※ 生活保護決定通知書と生活保護受給証の両方の写しの提出が必要です。

④ 家計急変の事情を証明する書類

家計急変の事情及び事実発生年月日が分かる書類を提出してください。

(書類の例)

◇ 保護者の死亡により申請する場合

・ 除籍謄本等

◇ 転職等により収入が大きく減少した場合

・ 転職したことが確認できる書類
・ 直近の給与明細書（原則3か月分）の写し等

◇ 失職・退職により申請する場合

・ 退職証明書 ・ 雇用保険受給資格証の写し
・ 無職になったことを証明する書類等

◇ 保護者の離別により収入が減少した場合

・ 離別したことが分かる書類（戸籍謄本）等
◇ その他状況に応じて必要な書類

⑤ 生徒本人が記載されている戸籍謄本（全部事項証明書）

戸籍に記載されている全員の事項が記載されているものです。
（生徒本人しか記載されていない戸籍抄本（個人事項証明書）ではありません。）

生徒本人が外国籍の場合は、世帯全員分の住民票を提出してください。

生徒の親権者が、戸籍謄本（全部事項証明書）に記載されていない場合（除籍されている場合も含む）、その親権者の戸籍抄本（個人事項証明書）を提出してください。

⑥ 世帯全員分の住民票（ひとり親世帯の場合のみ）

世帯主との続柄を省略していない住民票を提出してください。

※ 個人番号が記載されていないものを提出してください。

ひとり親世帯で、児童扶養手当を受給している世帯の提出書類

① 申請書

13、14 ページの記入例に沿って、記入してください。

本人確認資料の写しを貼付欄に添付してください。

本人確認資料の例：マイナンバーカード表面（顔写真がある面）、各種健康保険資格確認書、運転免許証、在留カード等）

※ いずれも有効期限内のものに限ります。

※ マイナンバーカード裏面（個人番号が記載されている面）は提出しないでください。

※ 健康保険証、マイナンバー通知カードは、本人確認資料として使用できません。

② 児童扶養手当受給証の写し

受給者氏名、受給額、有効期限がわかるようにコピーしてください。

※ 有効期限内のものを提出してください。

※ ひとり親家庭等医療費受給資格者証やこども医療費受給者証ではありません。

③ 家計急変の事情を証明する書類

家計急変の事情及び事実発生年月日が分かる書類を提出してください。

（書類の例）

◇ 保護者の死亡により申請する場合

・ 除籍謄本等

◇ 転職等により収入が大きく減少した場合

・ 転職したことが確認できる書類
・ 直近の給与明細書（原則3か月分）の写し等

◇ 失職・退職により申請する場合

・ 退職証明書 ・ 雇用保険受給資格証の写し
・ 無職になったことを証明する書類等

◇ 保護者の離別により収入が減少した場合

・ 離別したことが分かる書類（戸籍謄本）等
◇ その他状況に応じて必要な書類

④ 生徒本人が記載されている戸籍謄本（全部事項証明書）

戸籍に記載されている全員の事項が記載されているものです。

（生徒本人しか記載されていない戸籍抄本（個人事項証明書）ではありません。）

生徒本人が外国籍の場合は、世帯全員分の住民票を提出してください。

生徒の親権者が、戸籍謄本（全部事項証明書）に記載されていない場合（除籍されている場合も含む）、その親権者の戸籍抄本（個人事項証明書）を提出してください。

その他の世帯（生活保護・児童扶養手当を受給していない世帯）の提出書類

① 申請書

13、14 ページの記入例に沿って、記入してください。

本人確認資料の写しを貼付欄に添付してください。

本人確認資料の例：マイナンバーカード表面（顔写真がある面）、各種健康保険資格確認書、運転免許証、在留カード等）

※ いずれも有効期限内のものに限ります。

※ マイナンバーカード裏面（個人番号が記載されている面）は提出しないでください。

※ 健康保険証、マイナンバー通知カードは、本人確認資料として使用できません。

② 令和8年度の住民税所得割額（令和7年所得分）を証明する書類

保護者とその配偶者のそれぞれについて*、次のうちいずれか一つ

課税証明書・非課税証明書（写し可）各市町村によって証明書の名称が異なります（12 ページ参照）。
 納税通知書の写し ※納税証明書ではありません。
 特別徴収税額の決定・変更通知書の写し

* 保護者が所得税法上の配偶者控除を受けている場合は、配偶者の証明書類は省略できます。
 ただし、配偶者特別控除の場合は、配偶者の証明書類が必要です。

※1 無収入等で非課税の場合にも、非課税証明書が必要です。

※2 単身赴任等、勤務地の関係で別居されている方も証明書類が必要です。

※3 源泉徴収票は、住民税所得割額が記載されていないため課税証明書の代わりになりません。

③ 家計急変の事情を証明する書類

家計急変の事情及び事実発生年月日が分かる書類を提出してください。

（書類の例）

◇ 保護者の死亡により申請する場合

・除籍謄本等

◇ 転職等により収入が大きく減少した場合

・転職したことが確認できる書類
 ・直近の給与明細書（原則3か月分）の写し等

◇ 失職・退職により申請する場合

・退職証明書 ・雇用保険受給資格証の写し
 ・無職になったことを証明する書類等

◇ 保護者の離別により収入が減少した場合

・離別したことが分かる書類（戸籍謄本）等

◇ その他状況に応じて必要な書類

④ 生徒本人が記載されている戸籍謄本（全部事項証明書）

戸籍に記載されている全員の事項が記載されているものです。（生徒本人しか記載されていない戸籍抄本（個人事項証明書）ではありません。）

生徒本人が外国籍の場合は、世帯全員分の住民票を提出してください。

生徒の親権者が、戸籍謄本（全部事項証明書）に記載されていない場合（除籍されている場合も含む）、その親権者の戸籍抄本（個人事項証明書）を提出してください。

⑤ 世帯全員分の住民票（ひとり親世帯の場合のみ）

世帯主との続柄を省略していない住民票を提出してください。

※ 個人番号が記載されていないものを提出してください。

住民税所得割額記載書類一覧（市町村別）

	市町村名	課税証明書等の名称		市町村名	課税証明書等の名称
あ 行	上尾市	課税（非課税）証明書		所沢市	市県民税所得課税証明書
	朝霞市	課税所得証明書		戸田市	課税（非課税）証明書
	伊奈町	所得・（非）課税証明書	な 行	長瀬町	所得課税証明書
	入間市	市・県民税課税証明書		滑川町	所得・課税証明書
	小鹿野町	町県民税所得課税証明書		新座市	市民税・県民税課税証明書
	小川町	住民税決定証明書	は 行	蓮田市	課税証明書
	桶川市	市県民税課税証明書		鳩山町	所得・課税証明書
	越生町	住民税決定証明書		羽生市	市県民税所得課税証明書
か 行	春日部市	市民税・県民税課税（非課税）証明書		飯能市	課税証明書
	加須市	市民税・県民税課税・非課税証明書		東秩父村	所得・課税証明書
	神川町	所得・課税（非課税）証明書		東松山市	住民税決定証明書
	上里町	課税証明書		日高市	市民税・県民税（非）課税証明書
	川口市	市民税・県民税課税（非課税）証明書		深谷市	課税（所得）証明書
	川越市	市民税・県民税課税証明書		富士見市	市民税・県民税課税証明書
	川島町	町・県民税課税証明書		ふじみ野市	市民税・県民税課税証明書
	北本市	市県民税課税（所得）証明書		本庄市	所得・課税証明書
	行田市	所得課税証明書	ま 行	松伏町	所得・課税・扶養証明書
	久喜市	市民税・県民税所得証明書		三郷市	課税証明書
	熊谷市	市民税県民税所得・（非）課税証明書		美里町	課税証明書
	鴻巣市	所得・課税証明書		皆野町	町県民税課税台帳記載事項証明書
	越谷市	市民税・県民税課税証明書		宮代町	住民税決定証明書
				三芳町	住民税課税証明書
				毛呂山町	課税証明書
さ 行	さいたま市	市民税・県民税所得証明書	や 行	八潮市	課税・所得証明書
	坂戸市	課税・非課税（所得）証明書		横瀬町	住民税決定証明書
	幸手市	住民税決定（課税・非課税）証明書		吉川市	住民税課税証明書
	狭山市	市・県民税課税証明書		吉見町	住民税決定証明書
	志木市	市県民税課税証明書		寄居町	町県民税課税台帳記載事項証明書
	白岡市	市県民税課税所得証明書		嵐山町	住民税決定証明書
	杉戸町	住民税決定証明書	ら わ 行	和光市	住民税決定証明書
	草加市	課税（非課税）証明書		蕨市	市・県民税所得課税証明書
た 行	秩父市	所得課税証明書			
	鶴ヶ島市	住民税決定証明書			
	ときがわ町	住民税決定証明書			

※ 市町村によっては16歳未満の年少扶養親族の数が記載されない場合もありますので、証明書の取得時にはその数が記載されるよう申請を行ってください。

申請書記入例

様式第1号(2)

奨学金貸与資格認定申請書(新規・在校生用(6か月分))

(あて先)
埼玉県教育委員会教育長

令和 8 年 10 月 1 日

私は、埼玉県高等学校等奨学金の貸与を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

在籍学校	埼玉県 立 埼玉高等	学校
課 程	全日制・定時制・通信制・その他()	学年(年次)・組・出席番号 1 年 1 組 1 番

生 徒 本 人	フリガナ	サイタマ アヤコ	電 話 番 号	(自宅) 048-000-0000
	氏 名	埼玉 彩子		
	生年月日	昭和 22 年 5 月 4 日 平成		
	メー ル アドレス	XXXXXXXXXX@XXXXX.ne.jp		
	住 所	〒 300 - 0000 埼玉県〇〇市〇〇 1-1-1		
保 護 者	フリガナ	サイタマ イチロウ	電 話 番 号	(自宅) 048-000-0000 (携帯) 090-0000-0000
	氏 名	埼玉 一郎		
	生徒本人との関係	父		
	メー ル アドレス	XXXXXXXXXX@XXXXX.ne.jp		
	住 所	☒ 生徒本人と同じ (生徒本人と異なる場合のみ記入) 〒 -		
保 護 者 の 配 偶 者	フリガナ	サイタマ ハナコ	電 話 番 号	(自宅) 048-000-0000 (携帯) 090-0000-0000
	氏 名	埼玉 花子		
	生徒本人との関係	母		
	メー ル アドレス	XXXXXXXXXX@XXXXX.ne.jp		
	住 所	☒ 生徒本人と同じ (生徒本人と異なる場合のみ記入) 〒 -		

※ 裏面も記入してください。

裏面も忘れずに記入してください。

※ 財形記録記入欄

【裏面】

世帯区分		生活保護受給世帯 ・ 児童扶養手当受給世帯		その他の世帯		
申請期間		いずれかに「○」をつけてください。 生活保護と児童扶養手当の両方を受給している場合は、 生活保護受給世帯に「○」をつけてください。				
貸与を希望する額	合計 (①+②) 1 2 万円	国公立	①月額奨学金	ア 9万円(月額1万5千円)	☒ イ 12万円(月額2万円)	
				ウ 15万円(月額2万5千円)	エ 希望しない	
			②入学一時金	在籍する学校区分の中から希望額を選択し、 「○」をつけてください。 (「月額奨学金」のみ選択可能です。)		
			①月額奨学金			
私立			②入学一時金	ア 10万円	イ 2.5万円	
				ウ 希望しない		
			①月額奨学金			
			②入学一時金			
世帯状況	続柄	氏名	年齢	職業又は学校名		
	生徒本人	埼玉 彩子	15	埼玉県立埼玉高等学校		
	父	埼玉 一郎	40	会社員		
	母	埼玉 花子	40	無職		
	兄	埼玉 太郎	19	大学1年生		

* お通いの学校が国公立か私立かで貸与額が異なります。区分を誤ると貸与時期が遅くなる
可能性がありますので、ご注意ください。

備考 記載事項に係る事実に変更があった場合に

個人情報に関する同意事項を必ず確認してください。

【個人情報に関する同意事項】

埼玉県高等学校等奨学金事業の遂行のために、埼玉県が保有する下記の私の個人情報を、当該奨学金の貸与の事業を行う者として知事が指定する金融機関（以下、「指定機関」という）に対して提供することに同意します。

- 在籍学校名、氏名、生年月日、郵便番号、住所、電話番号、メールアドレス、親権者情報、口座情報等、申請者等が埼玉県への申請時に届け出た事項
- 奨学生番号、奨学金の種類、貸与金額、返還開始時期等、埼玉県が貸与資格認定事項

また、埼玉県高等学校等奨学金事業で埼玉県が認めたものを使用することに同意します。

記入誤り・記入漏れがあった場合、審査・認定が遅れます。

記入例をよく読んで記入をお願いします。

- 氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、親権者情報、口座情報等、指定機関に利用するに同意します。
- 借受年月日、借受金額、据置期間、返還開始年月日、返還終了年月日、返還計画、既返還金額、未返還金額、延滞金額、代位弁済額、督促経過、個人識別番号等、契約内容に関する情報



よくある質問

Q 1 奨学金はいつ入金されますか？

貸与資格の認定を受けただけでは、奨学金は入金されません。

認定を受けた後、埼玉りそな銀行の窓口で借入手続きを行います。(8 ページ参照)
手続き後、月の7日又は23日(休業日の場合は翌営業日)に入金されます。

Q 2 奨学金の金額は、後で変更することはできますか。

奨学金の金額は、後で変更することはできません。(5 ページ参照)

貸与を希望する奨学金の金額を決めた上で、申請書の記入をお願いします。

Q 3 来年度以降も奨学金を借りることができますか？

貸与期間は、令和8年10月～令和9年3月までの6か月間です。

来年度以降、引き続き奨学金の貸与を希望する場合は、改めて申請が必要です。

今年度、貸与資格の認定を受けた方には、来年度当初に、在學校を通じて申請の御案内をします。

Q 4 他の修学支援制度と重複利用ができますか？

埼玉県高等学校等奨学金制度は、他の修学支援制度との併用を禁止していません。

ただし、他の制度の方で併用を禁止している場合があります。その制度を取り扱っている窓口に、制度の併用が可能かどうか確認してください。

また、重複して利用する場合には、将来の返還額について十分に検討してください。

Q 5 退学した場合には、奨学金はどうなるのでしょうか？

高等学校等を退学した場合は、奨学金の貸与資格認定を取り消し、以後の奨学金の貸与を中止します。

また、高等学校等を休学した場合、保護者が県外に転居した場合、不正な手段で貸与を受けた場合及び奨学金の貸与を辞退する場合には、同様に奨学金の貸与資格認定を取り消し、以後の奨学金の貸与を中止します。

Q 6 なぜ生徒本人が未成年の場合、親権者が一緒に金融機関へ行く必要があるのですか？

奨学金の借入契約を結ぶ当事者は、生徒本人です。

民法の規定により、借入契約を結ぶ当事者が未成年の場合、親権者すべての方に、借入に必要な手続に同意していただく必要があります。

親権者がいないときは、未成年後見人の方に同意していただく必要があります。

Q 7 奨学金の返還が遅れてしまった場合、何かペナルティはあるのでしょうか？

奨学金の返還が始まると、毎月5日に、返還額が口座から引き落としされます。

引落としができなかった場合、埼玉りそな銀行に対し、遅延損害金の支払義務が生じます。また、同社から返還の依頼・連絡があります。

その後、更に一定期間内に返還がない場合、個人信用情報センターに登録され、クレジットカードが利用できなくなるなどの不利益が生じます。

なお、奨学金の返還でお困りのこと（例：病気・失業・収入が少ないなど）が生じた場合は、埼玉県教育委員会（財務課）または、借入手続きをした埼玉りそな銀行の窓口へ御相談ください。

提出前に確認しよう！
～提出書類チェックリスト～
提出書類にチェックを入れていこう！

●**全員**

- ☐ 申請書・・・本人確認資料は貼り付けましたか？
※ 生活保護受給世帯は本人確認資料を貼り付ける必要はありません。
- ☐ 家計急変の事情を証明する書類・・・家計急変の事情及び事実発生日は記載されていますか？
- ☐ 生徒本人の戸籍謄本（全部事項証明書）・・・生徒本人が記載されていますか？
※ 生徒本人が外国籍の場合は、戸籍謄本の代わりに世帯全員分の住民票が必要です。

●**生活保護受給世帯**

- ☐ 生活保護決定（変更）通知書の写し・・・最新のものを提出してください。
- ☐ 生活保護受給証の写し・・・期限は切れていませんか？
- ☐ 世帯全員分の住民票
※ ひとり親世帯の場合のみ必要です。

●**児童扶養手当受給世帯**

- ☐ 児童扶養手当受給証・・・期限は切れていませんか？

●**その他の世帯**

- ☐ 令和８年度の住民税所得割額を証明する書類・・・年度は間違えていませんか？
- ☐ 世帯全員分の住民票
※ ひとり親世帯の場合のみ必要です。

お問い合わせ

埼玉県教育局財務課 授業料・奨学金担当

電話 048-830-8855 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

埼玉 高校 奨学金

検索

